

医員として参加することによりアスベストに関する知見について情報提供を行った。

⑤ アスベスト関連疾患に関する研究などに積極的に取り組んでいる。

また、振動障害の客観的診断法について、平成18年3月、厚生労働省の「振動障害に関する検査指針検討会」報告書の中に、本研究の中間報告に基づき、新たな検査としてFSBP%の測定を精密検査として実施するとの内容が盛り込まれた。

さらに、労災認定に関する意見書等の作成について、平成16年度の処理日数の大幅短縮に引き続き、平成17年度においても、前年度比1.5日の短縮を実現した。これらのことから、自己評定を「S」とした。

(注) □は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応

・ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。

・ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や環境省の中央環境審議会などの国が設置する委員会等へ労災病院医師80人強が参加し、情報提供等の協力を行った。それらにおける提言を基に、国において、石綿による疾病の認定基準の改正、胸腹部臓器における障害認定基準の改正、消化器障害に係るアフターケア等が改正、新設された。

□ 「労災認定に係る意見書等の処理日数の短縮が図られているが、行政の緊急課題への柔軟な対応等積極的な貢献に向けての努力を期待する」との指摘に対して、アスベストによる健康問題に対し、報道当初から機構独自での対応を進めるとともに、政府の「アスベスト問題への当面の対応」で求められている

① 健康相談窓口の設置

② 専門家による臨時相談窓口の開設

③ アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関としての「アスベスト疾患センター」の設置

④ 新たな法的措置を検討するための各種委員会への参加

⑤ アスベスト関連疾患に関する研究

など積極的に協力を行った。

・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。

・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成について、処理日数を前年度から1.5日短縮した。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。</p> <p>※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p> <p>② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を促進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を促進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 資料09-01-01 資料09-01-02</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターの業務実績 かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であった、他の医療機関では対応が困難な四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受入れている。 こうした患者に対し、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組を実施することにより、80.5%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった(対前年度比0.3ポイント増)。さらに患者からの満足度は81.5%(特に「たいへん満足」が51.7%)と昨年に引き続き高い評価が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・ 在宅就労支援プログラム等の実施 <p>② 総合せき損センターの業務実績 かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であった、他の医療機関では対応が困難な外傷による脊椎・せき髄障害患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受入れている。 こうした患者に対し、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組を実施することにより、83.9%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった(対前年度1.0ポイント増)。さらに、患者からの満足度は82.4%(特に「たいへん満足」が60.8%)と昨年に引き続き高い評価が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・ 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 <p>③ 高齢・障害者雇用支援機構の国立吉備高原職業リハビリテーションセンター及びせき髄損傷者職業リハビリテーションセンターとの連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業リハビリテーションセンターとの合同カンファレンス等を通じた連携による効率的・効果的なリハビリテーションの評価と患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施 ・ せき髄損傷者職業センターとの症例検討会等を通じた連携による効率的・効果的なリハビリテーションの評価と患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施 <p>以上の取組により、社会復帰率を改善することができた。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>・ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>・ 外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進及びせき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であって、他の医療機関では対応が困難な四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者及び外傷による脊椎・せき髄障害患者（いずれも全身管理が必要）を国内の広範囲にわたる地域から受け入れ、</p> <p>① 患者毎の障害に応じたプログラムの作成 ② 重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師等による病院一丸となったチーム医療の実施 ③ 在宅就労支援プログラムの実施、患者の障害に応じた車いす・自動車関連機器の改造、職業リハビリテーションセンター・せき髄損傷者障害センターとの連携による退院後のケア等</p> <p>により、中期目標に示された医学的に職場・自宅復帰可能である者の割合80%以上を前年度に引き続き達成するとともに、前年度に比べ、それぞれ0.3ポイント、1.0ポイントの社会復帰率の更なる改善が図られた（80.5%、83.9%）。</p> <p>さらに、これらにより、患者満足度調査において両センターとも労災病院の平均である78.2%を上回る満足度を得た。（総合せき髄センターは82.4%、医療リハビリテーションセンターは81.5%。また、「たいへん満足」の割合が非常に高く、総合せき髄センターは60.8%、医療リハビリテーションセンターは51.7%と、労災病院平均の38.2%を大幅に上回っている。）</p> <p>これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注) ■は総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成16年度二次評価への対応</p> <p>・ 四肢・脊損の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の促進等により、医学的職場自宅復帰可能である退院患者の割合を80.5%得た。（16年度：80.2%より0.3ポイント上昇）</p> <p>・ 外傷による脊椎・せき髄損傷者患者に対するチーム医療の促進等により、医学的職場及び自宅復帰可能である退院患者の割合を83.9%得た。（16年度：82.9%より1.0ポイント上昇）</p> <p>■ 「効率的かつ効果的な業務運営に資する観点から、両センターと隣接する独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の国立吉備高原職業リハビリテーションセンター及びせき髄損傷者職業センターとの一体的な事務・事業の実施に向けた検討が可能となるような評価を行うべき」との指摘に対して、職業リハビリテーションセンター・せき髄損傷者障害センターと両センターとは、必要としている対象者が異なることから組織的な統合は困難であるが、有機的な連携を行っており、効果を上げている。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 職場自宅復帰可能者の割合80%以上を前年度に引き続き達成した。</p> <p>・ 患者満足度調査において大きな好意的評価をえた。</p> <p>・ ほぼ計画どおりと判断。</p> <p>・ アンケートの評価のうち「たいへん満足」が多いのは注目すべきだが、説明資料に質問項目と結果の公表が望まれる。</p> <p>・ 自宅復帰可能な退院患者が増加したことは評価できるが、その後も多くの困難が予想される。それを踏まえたきめ細かな対応をするべきである。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上（※）確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。 また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 12,414人×5年間の5%増）</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行いその結果を次年度の業務運営に反映する。 また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上（※）得る。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 15,600件×5年間の15%増）</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千9百人以上確保するとともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 施設利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」（平成16年～平成18年の3年計画の2年目）及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」（平成16年～平成18年の3年計画の2年目）についての調査研究を実施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万7千件以上のアクセスを得る。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 資料10-01 資料10-02 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① センター利用者の確保 海外派遣企業及び商工会議所等を訪問して海外派遣労働者に対する健康管理の重要性等を説明するなど、広報活動を強化するとともに、最新の海外の医療情報（海外医療状況・環境衛生状況・薬剤情報等）を提供するなどサービスの向上に努めた。 特に、海外派遣企業に対し「新型インフルエンザに係る海外派遣企業での感染症危機管理対策」の講演会開催・ガイドラインの作成・ホームページでの情報提供・専用電子メール相談窓口の開設を行った結果、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を14,757人確保した。（16～17年度の2年間で中期計画の45.5%を達成） また、施設サービス利用者に対して、赴任前、赴任後の健康診断のみならず、赴任中の健康管理に関するフォローアップ（Eメール・FAX・国際郵便による医療相談及び健康診断結果の電子媒体での提供）など海外勤務に係る一貫した健康管理サービスの提供を行った結果、利用者満足度調査（8月、2月・年2回）において、92.7%の海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を得た。</p> <p>② 満足度調査の結果に基づく業務の改善 満足度調査において出された「待ち時間が長い割には診察時間が短い」という健診者の意見を基に、医師の配置を2診から3診へ増やすこと等により施設利用者の利便性向上のための改善を行った。</p> <p>③ 調査研究の実施及び研究成果の提供 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析（3年計画の2年目）」では、海外勤務者と人間ドック被験者との比較検討を進め、赴任地域や赴任期間などの因子と健診時の検査結果との関連を解析している。17年度は内臓脂肪面積や体脂肪率、動脈硬化度などの検査結果についても、同様に比較検討し、海外勤務との関連を分析している。 また、「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明（3年計画の2年目）」では、17年度は16年度に収集したデータの分析に加え新たに「センス・オブ・コヒアランス（首尾一貫感覚）」を要因とした分析を行っている。 上記について、ホームページに情報提供を行った結果、34,513件（16～17年度の2年間で中期計画の61.3%を達成）のアクセス数を確保した。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。 また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。</p>	<p>(2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。 また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。</p>	<p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、法人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。</p> <p>② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。</p> <p>③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。 また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。</p>	<p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 海外巡回健康相談の実施 医療面の不安、セカンドオピニオンの需要及び健康相談に対するニーズの高い地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、外務省の派遣都市調査、日本人会や在外公館等の市場調査等を踏まえて巡回対象地域の選定を行い、アジア・アフリカ・中南米・東欧の32ヶ国52都市に、前期（6月～7月）3チーム、中期（10月～11月）4チーム、後期（2月）4チームの計11チームを派遣して、海外巡回健康相談を実施した。</p> <p>② 満足度調査・ニーズ調査の結果に基づく業務の改善及び派遣対象地域の見直し</p> <p>ア 満足度調査 各都市で無作為に抽出した相談者225人（うち有効回答223人、回答率99.1%）に対し、説明の分かりやすさ、相談内容等16項目についてアンケート調査（満足度調査）を実施した。 相談時におけるプライバシーへの配慮やEメール、FAXによる相談（①小児科、産婦人科等の専門的な相談内容について海外勤務健康管理センターからのバックアップ体制の強化、②メンタルヘルス面での帰国後のフォローアップ）など巡回健康相談会場のみならず留まらないきめ細かな対応に努めた結果、94.6%の相談者から海外での健康管理に有用であった旨の評価を得た。</p> <p>イ 派遣対象地域の見直し 上記満足度調査及び海外40都市の現地日本人会に対して実施したニーズ調査や外務省等が実施した派遣都市調査などを踏まえて検討会等を開催し、平成17年度には天津・西安（中国）について派遣中止とした。さらに厦門・合肥（中国）についても、医療環境の改善などによる派遣の是非を検討した。 また、相談者数が減少したアンカラ（トルコ）、バタム（インドネシア）については、日本人会等からの要望が引き続き大きいことも考慮して、平成18年度の実績を見たとうえで改めて見直しについて検討することとした。</p> <p>③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流 17年度は、マレーシア、トルコ、ケニア、中米、中国の医療関係者に対して、日本における医療制度や診療システム及び患者接遇などについて、日本語研修を含め医療現場での体験を通じた研修を行った結果、日本人や日本の医療に対する理解が深まったとの評価を得た。 また、帰国後の伝達研修などを通して関係する職員に対し、研修で得た知見を広く周知したとの報告を受けた。 アガ・カーン大学最高経営責任者及び病院長（パキスタン）、チェンマイ・ラム病院医師（タイ）並びにニカラグア・マサヤ市保健医療労働組合事務局長、トリニダードトバコ国立病院医師との交流では、「日本人診療における問題点と今後の対応」や「日本の医療制度、診療システム等について」の意見交換を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績		
			また、8カ国12の海外友好病院では日本人スタッフの配置、日本語のパンフレットの整備等、現地で日本人が適切でより良質な医療を受けられるような環境が整備されている。		
評価の視点		自己評定	A	評 定	A
<p>○ 海外勤務健康管理センターの運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性に立ったパンフレットなどにより周知、広報活動が行われたか。 ・ 施設利用者が1万2千9百人以上確保されたか。 ・ 施設利用について有用であった旨の評価を80%以上得られたか。 ・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。 ・ 長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等についての調査研究が順調に推移しているか。 ・ これまでの研究成果をホームページで情報提供を行い、1万7千件以上のアクセスが得られたか。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 海外勤務健康管理センターにおいては、鳥・新型インフルエンザ対策等時宜に応じた海外医療事情に関する情報の提供、赴任中の海外派遣労働者に対するEメール、FAX、国際郵便等による健康管理に関するフォローアップのサービス向上に努め、14,757人(16~17年度の2年間で中期目標の45.5%を達成)の利用者を確保した。</p> <p>また、最新の海外医療事情、衛生状況及び研究成果を継続してホームページに掲載し、海外派遣者、派遣企業に対して有益な情報を提供したことによりホームページのアクセス数は34,513件(16~17年度の2年間で中期目標の61.3%を達成)を達成した。</p> <p>さらに、センター利用者及び海外巡回健康相談における相談者からは、それぞれ92.7%及び94.6%と、中期目標で示された80%を大きく上回る満足度を得た。</p> <p>これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注) □は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外派遣企業、商工会議所等を積極的に訪問し広報活動を行った。 ・ 積極的な広報活動とともに、時宜を得た適切かつ良質な医療情報を積極的に提供した結果、施設利用者数14,757人(16~17年度の2年間で中期目標の45.5%達成)を確保した。 ・ 施設サービス利用者に対する接遇向上への配慮や、赴任前、赴任後の健康診断、健康相談のみならず、赴任中での健康管理に関するフォローアップ等きめ細やかなサービスを提供した結果、満足度92.7%の評価を得た。 ・ アンケートの意見等を反映し、待ち時間短縮など施設利用者の利便性向上のため改善を行った。 ・ 3年計画の2年度として、実態調査を実施し有用なデータを得た。 ・ 感染症や寄生虫等に関する調査研究の成果やリアルタイムな感染症などの情報をホームページで提供した結果、34,513件(16~17年度の2年間で中期目標の61.3%達成)のアクセスを得た。 <p>□ 「今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、具体的な効果に着目して事業を遂行することが必要である。」との指摘に対して、当該センターの社会的役割及び国民に対するサービスを更に充実するため、海外派遣企業には関心の高かった新型インフルエンザについての講演会を開催し、また「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」をホームページ上で迅速に国内外へ発信した。加えて、鳥・新型インフルエン</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供に関し、ほぼ順調に目標を達成している。 ・ 鳥新型インフルエンザにつき講習会を実施し、ガイドラインを作成した。 ・ 海外赴任中の労働者の健康管理サービスを提供した。 ・ 内臓脂肪等につき、派遣された人とされていない人等の比較を行った。 ・ 待ち時間短縮等アンケートの意見を反映して改善を行った。 ・ 計画どおり行っていると判断。 ・ 目標は達成しているが、比較的ルーティンワークである。 	

- ・ 海外巡回健康相談が必要な国、都市において計画どおりに相談が実施されたか。
- ・ 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査において、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得られたか。
- ・ 満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談について改善策の検討及び派遣対象地域の見直しが行われたか。
- ・ 海外の医療機関等の医師、看護師等を対象とした研修及び交流が実施されたか。
- ・ 研修効果の評価等に基づき、次回研修の改善について検討が行われたか。

- ・ ザ専用電子メール相談窓口を設置した。その結果、ホームページアクセス件数も増加し、有益な情報を幅広く提供することに繋がった。
- ・ 外務省の派遣都市調査や現地日本人会、在外公館等の市場調査等を踏まえて巡回対象地域の選定を行い、計画のとおり32ヶ国52都市において実施した。
- ・ 専門的な相談内容についての海外勤務健康管理センターからのバックアップ体制の強化やメンタルヘルス面での帰国後のフォローアップなどきめ細かな対応に努めた結果、94.6%の満足度を得た。
- ・ 満足度調査やニーズ調査の結果、外務省等が実施した派遣都市調査・市場調査の結果を踏まえ検討会を開催し、平成17年度には天津・西安（中国）について派遣中止とした。さらに厦門・合肥（中国）についても、医療環境の改善などによる派遣の是非を検討した。また、平成16年度に相談者数が大幅に減少したアンカラ（トルコ）、バタム（インドネシア）については、日本人会等からの要望が引き続き大きいことも考慮して、平成17年度の実績を見た上で改めて見直しについて検討することとした。
- ・ 海外友好病院3カ国（マレーシア・トルコ・ケニア）、中米2カ国（ニカラグア・トリニダードトバゴ）及び中国から派遣された医師、看護師等と研修・交流を実施した。
- ・ 日本人や日本の医療に対する理解が深まったとの評価を得た。また、帰国後の伝達研修などを通して関係職員に対し、研修で得た知見を広く周知したとの報告を受けた。今後も、医療現場での研修を中心に日本の医療の学んでもらい、日本についての理解を深めてもらうことで、日本人が海外で、適切でより良質な医療を受けられるような体制の確保に努めることとした。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(※1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(※2)実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績 1,916回×5年間の5%増)</p> <p>(※参考2：平成14年度実績 9,098件×5年間の5%増)</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行ううえで有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 資料11-01 資料11-02 資料11-03 産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ2,844回の研修(受講者数81,420人)を実施するとともに、産業保健関係者からの15,033件の相談に応じた。 研修及び相談の利用者満足度調査を実施したところ、研修については91.2%、相談については95.9%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。</p> <p>i 産業医等に対する専門的研修 ・実施回数：2,844回 [年度計画の142.2%、16～17年度の2年間で中期目標(10,000回以上)の54.7%を達成] ・受講者(産業医等)数：81,420人 [16年度75,695人に対して7.6%の増] ・満足度(産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価)：91.2% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>ii 産業医等に対する専門的相談 ・相談件数：15,033件 [16～17年度の2年間で中期目標(48,000件以上)の53.0%を達成] ・満足度(産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価)：95.9% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。 また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p>	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善を継続的に実施する仕組み）を運用する。 また、過重労働による健康障害防止に資するため、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修を実施する。</p>	<p>iii アスベスト問題に関する迅速かつ的確な対応 アスベストによる健康障害の発生が社会的に大きな問題となったことから、17年7月の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」における「アスベスト問題への当面の対応」の取りまとめに先立ち、産業保健推進センターに健康相談窓口を開設し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関しての相談に応じた。 [窓口相談件数：4,434件（平成17年7月～平成18年3月末）] さらに、行政からの要請に応じ、アスベストによる健康障害が発生している地域の労働者や周辺住民の健康不安解消のため、石綿についての知識を有する医師、相談員等による現地健康相談を開設するとともに、専門家による講演会を実施した。</p> <p>産業保健相談員等による相談会：34回（706件受付） 産業保健相談員等による講演会：11回（1,054名受講）</p> <p>① 研修内容の質の向上及び利便性の向上 次のa～eに示す「計画－実施－評価－改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等により以下のように産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の向上が図られた。</p> <p>a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握 b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定 c 事業計画に基づく事業の実施 d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価 e 評価結果を踏まえた事業の改善</p> <p>ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大 [1,047回実施（研修全体の36.8%）] グループ討議を取り入れた双方向研修、産業医職場巡視のための実地研修、産業医・主治医ペアの当該メンタルヘルス不調者の職場復帰システム研修等実践的研修の割合を高めた。</p> <p>イ 時宜を得たテーマによる研修の実施 ・アスベストに関する研修：219回 ・労働安全衛生法の改正を受け、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修の実施：97回</p> <p>ウ 利便性の向上 利便性の向上を図るため、各産業保健推進センターのホームページを充実し、インターネット等による研修案内及び申し込み受付（全センター）を行うとともに、研修内容要約文を付した研修広報の実施、各産業保健推進センターが発行する情報誌への研修案内の掲載（全センター）を行った。 また、近隣のセンターと共同開催の研修を行った。（開催回数：51回）</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
	<p>② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p>	<p>② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。特に過重労働による健康障害防止に資するため、脳・心臓疾患に関する分野の専門家の拡充を図る。さらに、利便性の向上を図るため、インターネット、FAXによる相談の受付、頻出の相談をホームページへ掲載する。</p>	<p>② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,213名を産業保健相談員として委嘱し、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家の充実(56人)を図り、産業保健推進センター業務の企画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った(全センター)。 加えて、アスベスト被害に関する健康相談窓口を設置するとともに、アスベストに関する現地健康相談を開催し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関する相談に応じた。 また、相談の利便性の向上を図るため、FAX・インターネットを通じた相談の受付(全センター)を実施するとともに、受け付けた相談については1週間以内に回答した。 さらに、頻出の相談については、労働者健康福祉機構ホームページ上の産業保健に関するQ&Aを充実し、326項目の質問及び回答を掲載した(アクセス件数14,554件)。</p> <p>③ 研修、相談の実施による事業効果の把握 研修・相談等の産業保健推進センター事業の効果把握するため全国レベルの調査に先立ち、各センターの取組事例の収集を行った。 全国レベルの調査については、調査設計を終了し、平成18年度において調査を実施中。 【調査内容】 センターの研修・相談・情報提供により ・産業医等の知識・能力の向上にどのような効果があったのか。 ・事業場における産業保健活動の活性化にどのような効果があったのか。 ・当該事業場における労働者の健康状況の改善にどのような効果があったのか。 なお、全国レベルの上記調査に先立ち、各センターの取組事例の収集を行った。好事例は以下のとおり。 【好事例】 ・受講した企業本社の衛生管理者の知識や研修能力が向上したことにより、当該受講者が講師となる全国の関連事業場における研修が増加し、社員に対する心と体の健康づくり研修が充実した。 ・産業保健推進センターが独自に作成した「メンタルヘルス対応マニュアル」を産業医研修等に使用したところ、事業場において積極的に活用され、産業保健活動が活性化された。(2万5千部配布) ・産業保健推進センターが、これまでなかった長時間立位者のための腰痛防止チェックリストを作成し、研修等で使用したところ、産業医等が当該事業場において積極的に活用し、販売員等の腰痛防止に効果が得られたとの改善事例が多数報告された。</p>

評価の視点	自己評定	S	評 定	A
<p>○ 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 産業保健関係者に対する研修が、延べ2千回以上実施されたか。</p> <p>・ 産業保健関係者からの相談が、9千6百件以上確保されたか。</p> <p>・ 研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価が80%以上確保されたか。</p> <p>・ 研修内容等の質の向上を図る仕組みの充実が図られているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 本事業においては、延べ2,844回(年度計画の142.2%、16~17年度の2年間で中期目標の54.7%を達成)の専門的研修を実施するとともに、産業保健関係者から15,033件(年度計画の156.6%、16~17年度の2年間で中期目標の53.0%を達成)の専門的相談に応じるなど、中期計画・年度計画において定められている事項について目標を大幅に上回る実績をあげた。</p> <p>また、アスベストによる健康障害の発生が社会的に大きな問題となったことを踏まえ、産業保健推進センターの有する知見や産業保健相談員等のマンパワーを最大限に活用し、この問題に迅速かつ適確に対応した。まず第1に、17年7月の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」における「アスベスト問題への当面の対応」の取りまとめに先立ち、各センターに健康相談窓口を開設し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関しての相談に応じた(窓口相談件数:4,434件(平成17年7月~平成18年3月末))。第2に、行政からの要請に応じ、アスベストによる健康障害が発生している地域の労働者や周辺住民の健康不安解消のため、石綿についての知識を有する医師、相談員等による現地健康相談を開催した(産業保健相談員等による相談会:34回(706件受付))。第3に、専門家による講演会を実施した(産業保健相談員等による講演会:11回(1,054名受講))。</p> <p>上記アスベスト問題に対する迅速な対応や研修・相談内容の質的向上を一層推進した結果、研修については91.2%、相談については95.9%と、中期目標で示された80%を大きく上回る満足度(産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価)を得た。</p> <p>さらに研修、相談の実施による事業効果の把握については、17年度においては、センターの取組事例の収集を行うとともに、全国レベルの調査について労働者の健康状態の改善にどのような効果があったのかを含め、調査設計を実施した(18年度において調査を実施中)。</p> <p>これらのことから、自己評定を「S」とした。</p> <p>(注) □は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応</p> <p>・ 各産業保健推進センターにおいて、延べ2,844回の研修(受講者数81,420人)を開催した。</p> <p>・ 産業保健関係者から15,033件の相談に応じた。[アスベストに係る健康相談窓口相談件数(平成17年7月~平成18年3月末):4,434件] さらに、行政からの要請に応じ、アスベストによる健康障害が発生している地域の労働者や周辺住民の健康不安解消のため、石綿についての知識を有する医師、相談員等による現地健康相談を開設するとともに、専門家による講演会を実施した。</p> <p>・ 研修を受講した者39,505人及び相談窓口を利用した者2,190人を対象として、利用者満足度調査を実施し、研修については91.2%、相談については95.9%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。</p> <p>・ 「計画-実施-評価-改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に運用する等により以下のように産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の向上が図られた。</p> <p>ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大[1,047回実施(研修全体の36.8%)] グループ討議を取り入れた双方向研修、産業医職場巡視のための実地研修、産業医・主治医ペアの当該メンタルヘルス不調者の職場復帰システム研修等実践的研修の割合を高めた。</p> <p>イ 時宜を得たテーマによる研修の実施 ・ アスベストにかかる研修:219回</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 順調に成果を上げている。</p> <p>・ アスベスト問題への対応を高く評価したい。</p> <p>・ 産業医に対し、2,844回の研修を行った。</p> <p>・ 産業医と主治医のペアの研修を行った。</p> <p>・ 特に、アスベストに関する迅速な対応は、国民の不安の解消、被災者の迅速な救済に大きく貢献した。</p> <p>・ アスベスト等予期しない問題への情報提供に対し、通常の目標を越える活動を実施したことは高く評価できる。他の問題についても今回の経験が生かされることを期待する。</p> <p>・ アスベスト問題について、短期間に迅速な対応が進んだことは、機構の貢献がある。このような役割を積極的に果たすべきである。</p>		

・労働安全衛生法の改正を受け、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修の実施：97回

□ 「今後は、研修・相談等を実施することにより、メンタルヘルス等に係る勤労者の健康の改善にどのような効果をもたらされたかに着目した事業の分析を行うことを期待したい。」との指摘に対して、研修・相談等の産業保健推進センター事業の効果を把握するため、17年度においては、センターの取組事例の収集を行うとともに、全国レベルの調査について労働者の健康状態の改善にどのような効果があったのかを含め、調査設計を実施した（18年度において調査を実施中。）。

・ 利便性の向上を図るため、インターネット等を用いた研修案内、研修の申込受付が行われているか。

・ 各産業保健推進センターのホームページを活用した研修の案内（全センターで実施済）及び申し込み受付（全センターで実施済）を開始するとともに、各産業保健推進センターが発行する情報誌に研修案内（全センターで実施済み）を掲載した。

・ 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家が確保されているか。

・ 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家1,213名を産業保健相談員として委嘱し、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。（脳・心臓疾患等に関する分野の専門家56人）

・ インターネット等による相談の受付、頻出の相談のホームページへの掲載が行われているか。

・ FAXによる相談の受付（全センターで実施済み）、インターネットを通じた相談の受付（全センターで実施済み）を実施するとともに、頻出の相談については、産業保健に関するQ&Aとして326項目の質問及び回答をホームページに掲載した（アクセス件数14,554件）。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上（※）得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 192,497件×5年間の15%増）</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため、次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。</p> <p>① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。これらにより、ホームページのアクセス件数については35万件以上得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 資料12-01 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図った。</p> <p>① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部及び各産業保健推進センターにおいては、次のような情報の質の向上を図る取組を行った結果、ホームページアクセス件数が638,258件と大幅に増大し、対前年度比で30.3%の増、16～17年度の2年間で中期計画の112万件以上を既に達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健推進センターホームページ アクセス件数：638,258件 [対前年度比で30.3%増、16、17年度で中期計画（112万件以上）の100.7%を達成] ・ビデオ・図書 整備件数：81,773件 貸出件数：65,095件 ・「産業保健21」 発行回数：4回 発行部数：286,000部 配付先：産業保健推進センターで把握しているすべての産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由） ・産業保健情報誌（地域版として各センター毎に作成） 発行回数：160回 発行部数：595,455部 配付先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由） <p>ア 機構本部 産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、アスベストに関する記事、産業医による長時間労働者に対する面接指導を義務づけた改正労働安全衛生法に関する記事等時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配付するとともに、産業保健情報の普及・教育の観点から47都道府県の教育委員会、47都道府県の地域保健担当部局に配付した。 また、ホームページ上に、アスベスト問題の発生と同時に他機関に先がけアスベストに関する情報提供コーナーを開設、改正労働安全衛生法の動向の掲載、頻出の相談内容のQ&A項目の充実・拡大、全国の産業保健推進センターとのリンクなど、最新の産業保健情報を提供した。 さらに、平成17年4月25日に発生したJR福知山線電車脱線事故により、トラウマティックストレス（心的外傷を負うような精神的障害）を受けた労働者及び家族の心のケアに供するため、「職場における災害時のこころのケアマニュアル」を作成し、各産業保健推進センターを通じて関係事業場に配付した。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p>	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。</p> <p>また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。</p> <p>事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。</p>	<p>イ 各産業保健推進センター 産業構造等に応じた地域の情報の掲載、情報誌（地方版）を近隣のセンターと共同編集することによる近隣県に係る広域情報の掲載等内容の充実した産業保健情報誌（地域版）を発行し、企業を経由して地域の産業医等に配付するとともに、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載、頻繁な更新（3, 202回）などにより各センターのホームページの内容を充実した。</p> <p>ウ 提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（平成17年4月13日開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った。（145回）</p> <p>② 郡市区医師会に設置されている地域産業保健センター（全国347ヶ所）への支援及び事業主に対する啓発活動 各産業保健推進センターにおいて、次の取組を行った。</p> <p>ア 地域産業保健センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業保健センター運営協議会に出席、助言（420回） ・ 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するための研修を実施（東京5月10日開催：25人参加、大阪5月11日開催：20人参加） ※ 研修受講者に対するアンケート調査では、すべての受講者から「十分理解」又は「かなり理解」した旨の評価を得た。 （3段階評価、有効回答45人、回答率100%） ・ 地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催。（75回） <p>イ 事業主に対する啓発活動 ホームページ及び情報誌を用いて情報提供を行うとともに、現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催（674回）し、意識の啓発を図った。また、機構本部のホームページに産業保健に関するQ&Aを掲載した。（326項目の質問及び回答を掲載）</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>・ 産業保健関係者に対し、情報誌及びホームページ等により産業保健に関する情報の提供が行われているか。</p> <p>・ 産業保健相談員会議において、情報の質の向上に関する検討が行われたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部及び各産業保健推進センターにおいては、次のような情報の質の向上を図る取組を行った。</p> <p>1 ホームページ内容の充実、及びアクセス件数の大幅な増加 アスベスト問題の発生と同時に、他機関に先がけ機構本部のホームページ上にアスベストに関する情報提供コーナーを掲載した。 また、改正労働安全衛生法の動向の掲載、頻出の相談内容に対するQ & Aの充実・拡大、全国の産業保健推進センターとのリンクなどによる内容の充実を図るとともに、各産業保健推進センターは、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載、頻繁な更新（3, 202回）などにより各センターのホームページの内容を充実した。 その結果、ホームページアクセス件数が638, 258件と大幅に増大し、対前年度比で30.3%の増、16～17年度の2年間で中期計画の112万件以上を既に達成（100.7%）した。</p> <p>2 「産業保健21」等情報誌の普及活動の強化 産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、アスベストに関する記事、産業医による長時間労働者に対する面接指導を義務づけた改正労働安全衛生法に関する記事等時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配布するとともに、産業保健情報の普及・教育の観点から47都道府県の教育委員会、及び地域保健担当部局に配布した。</p> <p>3 「職場における災害時のこころのケアマニュアル」の作成及び配布（JR福知山線事故後のフォローアップ） JR福知山線事故によるトラウマティックストレス（心的外傷を負うような精神的障害）を受けた労働者やその家族の心のケアに対処するために「職場における災害時のこころのケアマニュアル」を作成し、各産業保健推進センターを通じて関係事業場に配付した。 以上1～3により自己評定を「A」とした。</p> <p>(注) □は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応</p> <p>・ 機構本部及び各産業保健推進センターにおいて、情報誌、ホームページによる情報提供を行うとともに、各産業保健推進センターにおいてビデオ・図書の貸出を行った。その他、報道機関への公表、雑誌への投稿、メールマガジンの発行、調査研究発表会の開催等を通じて、産業保健情報の提供を行った。 また、アスベスト問題の発生と同時に、他機関に先がけ機構本部のホームページ上にアスベストに関する情報提供コーナーを掲載した。さらに、JR福知山線事故を受け「職場における災害時のこころのケアマニュアル」を作成し、各産業保健推進センターを通じて関係事業場に配付した。</p> <p>・ 提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（年1回開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った（145回）。</p> <p>□ 「ホームページアクセス件数を除けば具体的な数値目標の設定がなく、評価基準の客観性を欠くのではないかと思われる。単なる業務の実施という記述は努力の実態の記述だけのため一定以上の評価を得ることは難しい。」との指摘に対して、研修・相談等の産業保健推進センター事業の効果を把握するため、全国レベルの調査に先立ち、センターの取組事例の収集を行うとともに、全国レベルの調査については労働者の健康状態の改善にどのような効果があったのかを含め、現在、調査を実施中である。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ ほぼ計画どおり進んでいると判断。 ・ ホームページの充実については、従来から指摘されているとおりアクセス件数だけでは不十分ではないか。少なくとも件数×評価のように多元的に行う必要があるのではないか。 ・ 産業保健の中心として活動してほしい。 ・ 最新の情報をホームページ等に掲載した。 ・ ホームページのアクセス件数につき、中期計画の112万件以上を既に達成した。 ・ 「産業保健21」等産業医活動の好事例等を掲載した情報誌を発行した。 ・ 「事業効果」の判定は長期的なものもお願いしたい。</p>	

また、各産業保健推進センターにおいて、産業保健モニターの意見や評価担当相談員を活用して情報提供等について勤労者の健康の保持の改善に対する客観的評価を行った。

□ 「産業保健関係者に情報の提供が限られているが、普及・教育のためにも、学校保健や地域保健等にも広げていくことも検討に値すると思われる。」との指摘に対して、産業保健情報の普及・教育の観点から全国47都道府県の学校保健、地域保健関係部署に情報誌「産業保健21」を配付した。

- ・ ホームページのアクセス件数が35万件以上得られたか。
- ・ ビデオ・図書が計画的に整備され、そのリストがホームページ上で公開されているか。
- ・ 地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行っているか。
- ・ 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修が行われたか。また、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修が行われたか。
- ・ 事業主に対し、ホームページ等による広報、事業主セミナーが行われているか。

- ・ 地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載など、ホームページの内容を充実し、638,258件（対前年度比で30.3%の増、16～17年度の2年間で中期計画の100.7%を達成）のアクセス件数を得た。
- ・ 産業保健関係者のニーズ等を踏まえ、産業保健相談員会議で今年度購入すべきビデオ・図書の検討を行い整備を行った。また、全ての産業保健推進センターにおいてリストをホームページ上で公開した。（保有数：ビデオ27,022本、図書54,751冊・貸出件数：65,095件）
- ・ 地域産業保健センターの活動を支援するため、各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し（420回）助言等を行った。
- ・ 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するため、東京及び大阪の2カ所で研修を実施した。アンケートの結果、全ての参加者から「十分理解」「かなり理解」した旨の評価を得た。
また、各産業保健推進センターにおいて、コーディネーターを対象として能力向上のための研修を実施した（75回）。
- ・ 事業主に対し、産業保健に関する意識の啓発を行うため、ホームページ等を通じた広報を行うとともに、事業主セミナーの開催（674回）、地域の安全衛生大会等への協力等を通じて、産業保健活動の理解の促進を図った。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施し、効果的・効率的な支給業務の実施を図ること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内（※1）、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内（※2）とすること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績 61日） （※参考2：平成14年度実績 25日）</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施するとともに、その評価を踏まえた業務の見直しを行い、より効果的・効率的な支給業務を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p> <p>(3) 手続の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに、評価結果については、ホームページ等で公表する。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&Aを引き続き掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行う。</p> <p>(3) 手続の迅速化 事務処理用コンピュータ新システム及び支給業務マニュアルにより、申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図る。 また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 資料13-01 資料13-02 助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については平成16年度の評価に基づき、支給規程の一部改正により、申請受付期間を従来の5月末から6末日まで延長するとともに、助成金の支給については従来の年2回から3回に増やした。 業績評価委員会産業保健評価部会において、小規模事業場産業保健活動助成金について、継続事業場の事務処理の負担軽減を図るため適切な措置を講ずるよう意見が出され、検討の結果、申請様式のプレプリント化を決定した。 業績評価委員会産業保健評価部会の評価結果はホームページ等で公表した。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ① 助成金に関する周知の取組について 助成金の周知を図るため、情報誌「産業保健21」（4月号、7月号、10月号、1月号）に助成金に係る記事を掲載するとともに、労働衛生関係団体及び業界団体等に対しポスター、パンフレット等を配布し、当該団体の発行する機関誌等6誌（産業医学ジャーナル、働く人の安全と健康、季刊労働衛生管理、NOW、看護ニュース、セキュリティ）に助成金に関する記事を掲載した。 また、労働基準監督署に対し延べ829回、地域産業保健センターに対し延べ828回の協力依頼を行い、連携して周知活動を行ったほか、延べ4,341事業場等に対して利用勧奨を行った。 機構のホームページには、すでに助成金に関するページを掲載している。</p> <p>② 周知の取組の効果の把握について 情報誌「産業保健21」の読者に対しアンケート調査を行った結果、有効回答のうち、助成金の利用案内について7割以上が理解し、参考になったとの回答を得た。 また、助成金に関するホームページのアクセス件数については、前年度14,604件から17年度は16,165件と10.7%増加した。</p> <p>(3) 手続の迅速化 事務処理の効率化、利便性の向上を目的として事務処理用コンピュータシステム（小規模事業場産業保健活動支援促進助成金）のプログラムの改善を行い、17年度から稼働させた。これにより、17年度は申請の受付締切日から支給までの期間が前年度56日から5日間短縮して51日となり、中期目標期間中に短縮すべき16日のうち、2年間で10日間短縮し、中期目標の63%を達成した。 小規模事業場産業保健活動の継続事業場の事務処理の負担軽減を図り、さらなる手続期間の短縮化を図るため、支給申請様式のプレプリント化を決定した（平成17年度に事務処理のコンピュータシステムの変更を行い18年4月から稼働）。 また、自発的健康診断受診支援助成金については、前年度25日から1日短縮して24日になり中期目標を達成した。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
			<p>(4) 不正受給の防止 不正受給の防止に関しては、助成金支給業務マニュアルに基づき、助成金の申請時等に厳正な審査を行い、虚偽記載のないことを確認するとともに、必要に応じて情報収集のため、対象事業場の現地調査を実施している。(平成17年度は11事業場の現地調査を行った結果、不正受給はなかった。)</p> <p>また、助成金支給規程の改定を行い、調査の結果、不正受給が発覚した場合には助成金を返還させるとともに、企業名等を公表することとし、事業主向けのパンフレットにもその旨を記載した。</p> <p>(5) 助成金事業の効果の把握</p> <p>① 小規模事業場産業保健活動支援促進事業のアンケート調査結果</p> <p>ア 調査時期 平成17年4月</p> <p>イ 対象者 平成16年度助成事業終了事業場(3ヶ年間) 780事業場</p> <p>ウ 回収率 71.3%</p> <p>エ 調査項目</p> <p>i 本事業に対する満足度 本事業に対する満足度73.0% (大いに満足24.8%、満足48.2%)</p> <p>ii 本事業の具体的効果 ・3ヶ年の産業保健活動の効果に対する評価(複数回答可) 従業員への健康に対する意識が変わった(54.1%)、従業員への衛生・健康教育が充実した(31.5%)、従業員の健康診断受診率が向上した(28.2%)等の評価があった。</p> <p>・産業保健活動の継続 事業終了後に産業保健活動を継続する事業場の割合は、現在の産業医を引き続き選任する(47.0%)、他の産業医を選任する(2.7%)、他の代替措置を講ずる(23.2%)等何らかの形で産業保健活動を継続する意思がある事業場は72.9%であった。</p> <p>iii その他意見・要望 助成期間の延長、助成金額の見直し、提出書類の簡素化などの意見・要望があった。</p> <p>オ 評価結果 利用事業場における労使の意識や健康診断受診率の向上が図られるなど、本助成金の効果が認められた。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
			<p>② 自発的健康診断受診支援助成金のアンケート調査結果</p> <p>ア 調査時期 平成17年4月～平成18年3月</p> <p>イ 対象者 深夜業従事者（2,565人）</p> <p>ウ 回収率 67.7%</p> <p>エ 調査項目</p> <p> i 満足度調査 自らの健康確保または健康上の不安解消に役立ったので 99.5%がまたこの制度を利用したいという回答であった。</p> <p> ii 本事業に対する意見・要望 助成金額を増やしてほしい、健康診断項目を増やしてほしい、夜勤回数に関係なく対象にしてほしい、申請手続きを簡素化してほしいなどの意見・要望があった。</p> <p>オ 評価結果 助成金額、健康診断項目等に改善要望等があるものの、極めて高い評価を得ている。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 助成金の支給業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 支給業務に関する評価方法等の検討、策定、これに基づく業績評価を行い、その結果が業務運営の改善に反映されるとともに、ホームページ等で公表されているか。</p> <p>・ 助成金に関するQ & Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、従来の申請受付期間を5月末から6月末日まで期間を延長するとともに、支給についても従来の年2回から3回に増やした。</p> <p>また、継続事業場の事務処理の負担軽減を図るため適切な措置を講ずるよう業績評価委員会産業保健評価部会から意見が出され、検討の結果、申請様式のプレプリント化を決定した。</p> <p>助成金について様々な周知活動を行った結果、情報誌「産業保健21」の読者に対するアンケート調査では、7割以上の読者から助成金の利用案内を理解し、助成金活用事例について参考になったとの回答を得た。ホームページのアクセス件数についても前年度14,604件から17年度は16,165件と10.7%増加した。</p> <p>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、事務処理の効率化、利便性の向上を目的としてコンピュータプログラムの改善を行い、17年度は申請の受付締切日から支給までの期間が前年度56日から5日間短縮して51日以内となり中期目標期間中に短縮すべき16日のうち、2年間で10日間短縮し、中期目標の63%を達成した。</p> <p>また、自発的健康診断受診支援助成金についても、前年度25日から1日短縮し、24日になり、中期目標を達成した。</p> <p>不正受給の防止に関しては、申請時等に厳正な審査を行うことその他、対象事業場の現地調査を実施した。(調査の結果、不正受給は無し。)次年度以降も現地調査を継続して実施する。</p> <p>また、助成金支給規程に不正受給が発覚した場合には、助成金を返還させることとしている他、助成金支給規程を改定して企業名等を公表することとし、事業向けパンフレットにおいてもその旨を記載した。</p> <p>助成金事業の効果把握のアンケートの結果、小規模事業場産業保健活動支援促進事業は利用事業場における労使の意識や健康診断受診率の向上が図られるなど、本助成金の効果が認められ、自発的健康診断受診支援助成金の評価結果は助成金額、健康診断項目等に改善要望等があるものの、極めて高い評価を得ている。</p> <p>以上のことから自己評定は「A」とした。</p> <p>(注1) □は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応 (注2) ■は総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成16年度二次評価への対応</p> <p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業績評価委員会産業保健評価部会において、助成金の支給業務に関する改善措置に対する評価を受けている。</p> <p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、平成16年度の評価に基づき、支給規程の一部改正し、申請受付期間の6月末までの延長及び助成金の支給回数増(年2回→年3回)を実施し、平成17年度業績評価委員会産業保健評価部会で評価を得た。</p> <p>さらに、継続事業場の負担軽減を図るため、支給申請様式のプレプリント化の平成18年4月からの実施を決定した。</p> <p>・ 業績評価委員会産業保健評価部会の評価結果はホームページ等で公表した。</p> <p>・ 助成金に関するQ & Aのホームページへの掲載、「産業保健21」への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、事業主セミナーを活用した利用勧奨、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められた。</p> <p>・ 情報誌「産業保健21」(4月号、7月号、10月号、1月号)に助成金に関する記事を掲載するとともに、労働衛生関係団体及び業界団体等に対してポスター、パンフレッ</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ ほぼ目標を順調に達成していると評価できる。</p> <p>・ 手続きを迅速化し、中期目標に掲げる目標値を達成した。</p> <p>・ 助成金の申請交付期間の延長や支給回数の増加を行った。</p> <p>・ 不正受給の公表措置を実施した。</p> <p>・ 事実に対して評価は甘いと言わざるをえないのではないか。</p>	

ト等を配布し、当該団体の発行する機関誌等6誌（産業医学ジャーナル、働く人の安全と健康、季刊労働衛生管理、NOW、看護ニュース、セキュリティ）に助成金に関する記事を掲載した。

- ・ 労働基準監督署に対し延べ829回、地域産業保健センターに対し延べ828回の協力依頼を行い、連携して周知活動を行ったほか、延べ4,341事業場等に対して利用勧奨を行った。

- ・ 助成金の周知を図るため、機構ホームページで助成金に関する周知を行うとともに、助成金に関するページについて16,165件のアクセスを得た。

- 「47産業保健推進センターで行っている助成金事業については、助成金ごとにその支給実績や助成の効果等についての定量的な測定や分析状況を把握、検証した上で、その必要性の議論に資するような評価を行うべきである。」との指摘に対して、平成16年度助成金終了事業場780事業場に対し、アンケート調査を行った結果、産業保健活動を継続する事業場は72.9%を占め、当事業の活用で健康に対する意識が向上し、従業員の健康診断受診率が向上したとの回答を得、助成金の具体的な効果を把握した。

- 「助成金に関する周知については、ホームページの掲載、雑誌への記事掲載等の効果を充分把握すべきである。」との指摘に対して、情報誌「産業保健21」の読者に対し、平成18年1月号でアンケート調査を行った結果、助成金の利用案内について、7割以上の読者から助成金の利用案内を理解し、助成金活用事例について参考になったとの回答を得た。

- ・ 事務処理の効率化、利便性の向上を目的として事務処理用コンピュータシステム（小規模事業場産業保健活動支援促進助成金）のプログラムの改善を行い、17年度から稼働させた。これにより、17年度は前年度56日から5日間短縮して51日以内となった。

短縮状況は、中期目標期間中に達成すべき45日以内の目標に向け着実に進展している。自発的健康診断受診支援助成金については25日以内を達成した。（実績：24日）

- 「不正受給の防止措置については、虚偽記載の有無に加え、不正受給の公表を含め、その成果をより具体的に検証すべきである。」との指摘に対して、助成金支給業務マニュアルに基づき、助成金の申請時等に厳正な審査を行い、虚偽記載のないことを確認するとともに、必要に応じて情報収集のため、対象事業場の現地調査を実施した。（平成17年度は11事業場の現地調査を行った結果、不正受給はなかった。）

また、助成金支給規程の改定を行い、調査の結果、不正受給が発覚した場合には助成金を返還させるとともに、企業名等を公表するとの規程を整理した。併せて事業主向けのパンフレットにおいても、不正受給があった場合企業名等を公表する旨を記載した。

- ・ 支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムの見直しが行われたか。

- ・ 助成金業務等に関する会議が開催され、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 43.7日）</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 平成16年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に平均で30日以内とするため次の措置を講ずる。</p> <p>① 迅速な審査のための、事務処理方法の改善を行う。</p> <p>② 原則週1回の立替払を堅持する。</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットの配付先を増やすとともに、制度や手続きを紹介するホームページの内容を更新し、情報提供の充実を図る。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務 資料14-01</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、請求書の受付日から支払日までの期間を、不備事案を除き平均で30日以内とするため、次の措置を講じた。 これらの取組みにより、支払い期間は、対前年度比0.5日短縮して、29.6日となり、中期目標の30日以内を達成した。</p> <p>① 新任職員研修や疑義事案検討会を年間4回実施して審査業務の標準化を徹底する等の業務処理方法の改善を行った。</p> <p>② 原則週1回の立替払を堅持するとともに、計画の49回に対して、企業の倒産により生活困窮者となった労働者のために、年末（12月27日）に追加して支払いを行い、年間50回の支払を実施した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成17年度支払回数 50回 平成16年度支払回数 48回 平成15年度支払回数 31回</p> </div> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットについては、新破産法の施行を受け、内容を刷新し作成した。配付先は平成16年度に配布した各労働基準監督署及び各地方裁判所に加え、日本弁護士連合会にも配布した。 また、ホームページについても、新破産法に対応して、内容を更新した。 なお、ホームページアクセス件数は17年度17,650件と前年度より40.0%増（16年度：12,604件）となった。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>新破産法の概略 ・破産手続の迅速化と合理化 ・労働債権の一部の財団債権化</p> </div> <p>④ 大型倒産事案について、請求書提出前に破産管財人に対して事前指導を実施した。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>(2) 立替払金の求償 代位取得した貸金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 貸金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により周知徹底を図る。</p> <p>② 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督促及び弁済督促を行う。</p>	<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関してホームページ及びパンフレットに詳しく解説を盛り込むなどの内容の充実を図り、一層の周知徹底を図った。</p> <p style="margin-left: 40px;"> { ホームページアクセス件数 平成17年度17,650件 (平成16年度12,604件 40.0%増) </p> <p>② 清算型における確実な債権保全 平成17年度の破産事案立替払事業所延数2,800件のうち、求償可能な案件1,980件の全件について、債権届を提出し、破産手続きに迅速に参加した。 なお、平成17年度に配当のあった事業所数は872件であり、17年度末に破産手続中の事業所数は3,742件となっている。 また、インターネットにより官報検索を行い、清算・配当情報を収集し確実な債権管理を行った。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等に対し、当該事案の151事業所全件について402回の提出督促を実施した結果、114事業所から提出された。 また、指定期日に弁済が行われていない事案については、92事業所全件について234回の弁済督促を実施し、64事業所から弁済履行された。</p> <p>※事業所数は延数であり、同一事業所に対して複数回、履行督促を行う場合がある。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中に平均30日以内とする目標が達成可能な程度に推移しているか。 ・ 審査業務マニュアル化の徹底等事務処理方法の改善が行われたか。 ・ 原則週1回の支払いは実施されているか。 ・ 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページにより、情報提供の充実が図られたか。 ・ 事業主に対する求償等について、ホームページ、パンフレット等により周知が図られたか。 ・ 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。 ・ 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。 ・ 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 未払賃金の立替払の迅速化に向けた取組として、新任研修や疑義事案検討会の開催(4回)による審査業務標準化の徹底、週1回支払いの堅持に加えて年末の追加支払いによる年間50回の支払いの実施、さらに新破産法の概略の掲載等パンフレット、ホームページの内容充実を図るとともに、日本弁護士連合会へもパンフレットを配布する等配布先拡大を図り、大型倒産事案については破産管財人に対して事前指導についても実施した。</p> <p>これらの取組の結果、請求書の受付日から支払日までの期間について、29.6日となり、2年目にして中期目標で示された30日以内を達成した。</p> <p>立替払金の求償については、求償行使に関して詳しく解説を盛り込むなどホームページ及びパンフレットの内容を充実し周知徹底を図るとともに、平成17年度の破産事案立替払事業所延数2,800件のうち求償可能案件1,980件の全件について債権届を提出した。また、再建型である民事再生事案等について債務承認書または弁済計画書の未提出151事業所全件の再生債務者等に対し402回の提出督促を実施した結果、114事業所から提出された。さらに指定日未弁済の92事業所全件について234回の弁済督促を実施し、64事業所から弁済履行された。</p> <p>これらのことから、自己評定を「A」とした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおりと判断。16年～17年の短縮は0.5日。 ・ 立替払迅速化につき、中期目標の30日以内を達成した。 ・ 新破産法につき、ホームページで周知した。 ・ 破産事案立替払事業所のうち求償可能な全件につき債権届けを提出した。(1,980件) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査業務の標準化を徹底する等の業務処理方法の改善や週1回払の支払を堅持した結果、平成17年度の審査日数は29.6日となり、中期目標で示された平均30日以内を達成した。 ・ 迅速な審査を行うため、複雑な事案等につき、顧問弁護士への疑義事例の相談結果をフィードバックし、マニュアル化の徹底を図った。大型倒産事案については、請求書提出前に破産管財人に対して事前指導を実施した。 また、迅速化の観点から不備事案の解消策として、送付用封筒の裏に「送付前にもう一度確認を」と不備で最も多い事例について印刷を行い、請求者に対して記入押印漏れの不備に関する注意を促した。 ・ 原則週1回を堅持するとともに、計画の49回に対して、企業の倒産により生活が困窮した労働者に対し、年末(12月27日)に1回追加して支払いを実施し、年間50回の支払いを実施した。 ・ 新破産法に対応した破産管財人向けのパンフレットを作成した。また、配布先に、従来から配布していた労働基準監督署及び地方裁判所に加え、日本弁護士連合会にも配布した。また、ホームページも新破産法に対応し、内容を更新した。なお、ホームページアクセス件数は17年度17,650件と前年度より40%増(16年度12,604件)となった。 ・ 事業主等に対して立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関し、ホームページ及びパンフレットに詳しく盛り込んで更新し、求償権行使の内容の充実を図り一層の周知徹底を図った。 ・ 平成17年度の破産事案立替払事業所延件数2,800件のうち、求償可能な1,980件の全件について債権届を提出し、裁判手続きに迅速に参加した。また、インターネットの官報検索システムにより、支払日ごとに清算・配当情報を収集した。 ・ 再生型である民事再生事案について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者に対し、当該事案の151事業所全体について402回の提出督促を実施した結果、114事業所から提出履行された。 ・ 指定の期日に弁済が行われていない事案については、92事業所全体について234回の弁済督促を実施し、64事業所から弁済履行された。 				

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成10～14年度実績 21.0%）</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>（1）各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>（2）国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>（1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>（2）都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 資料15-01</p> <p>（1）作業所の抜本的見直し 機構内に「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、精力的に検討を行った。懇談会からは、在所者の社会復帰の促進や作業所の効率的利用に一層配慮しつつ、再編に取り組むことが適切であるとの提言を17年12月にいただいた。 その結果を踏まえ、北海道・広島両所の19年度中の廃止を決定した。</p> <p>（2）在所者の社会復帰等の支援</p> <p>① 自立能力の早期確立のための取組み 入所者の自立能力の早期確立のため、入所者毎の社会復帰プログラムの充実と定期的（3ヶ月に1回）なカウンセリングの実施により社会復帰意欲を喚起した。 その結果、社会復帰率は平成16年度実績に比し1.6ポイント高まり、23.7%となった。（平成18年3月末現在）</p> <p>② 都道府県労働局等との連携による早期就職支援 都道府県労働局（ハローワーク）と連携し、入所者に対する就職情報の提供（189件）、障害者合同就職面接会への参加（21人）、を実施したほか、（独）高齢・障害者雇用支援機構 地域障害者職業センターの専門カウンセラーから作業指導・助言を受ける（16人）など、早期の就職を支援した。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>A</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>
<p>○ リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 社会復帰プログラムを作成し、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施しているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 作業所の抜本的見直しが必要との指摘を受け、「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置、検討した結果、在所者の社会復帰の促進や作業所の効率的利用に一層配慮しつつ、再編に取り組むことが適切であるとの提言を17年12月にいただいた。 精力的に検討した結果、在所者全員につき本人のニーズ、希望に沿った退所先確保の見通しが一定程度ついており、北海道・広島両所の19年度中の廃止を決定した。現在、在所者の円滑な退所先の確保に向けて、自治体の障害者福祉窓口、福祉施設等への協力要請や個別相談を積極的に実施している。 また、中期目標に示された社会復帰率の向上については、入所者毎の社会復帰プログラムの充実、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供等により、16年度実績に比し1.6ポイント上回る23.7%となり、中期目標の達成はほぼ確実と認められる。 以上のことから自己評定を「A」とした。</p> <p>（注）□は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応</p> <p>・ 障害特性や希望に応じて入所者毎の社会復帰プログラムを充実するとともに、定期的（3ヶ月1回）にカウンセリングを実施した。</p> <p>・ 入所者毎の社会復帰プログラムの充実と定期的（3ヶ月1回）なカウンセリングの実</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・ 十分成果を上げている。復帰率1.6%上昇は評価できる。 ・ 指摘事項に対しての前向きな取り組みは評価できる。 ・ 社会復帰率が23.7%に上昇した。 ・ 作業所のあり方懇談会から提言を得た。 ・ 制度改革の取り組みが高く評価できる。 ・ 前回の意見を受けて精力的に取り組んだと思う。 今後も障害者自立支援法の中で、対象者の職業リハビリテーションに取り組んで欲しい。</p>	

・ 社会復帰率は、23.1%以上達成することができたか。

・ 就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。

施により、社会復帰率は平成16年度実績に比し1.6ポイント高まり23.7%となった。(15年度実績20.1%、16年度実績22.1%)

・ ハローワーク、地域障害者職業センター等関係機関と積極的に連携を行い、求人情報の提供(189件)、障害者合同就職面接会への参加(21人)、地域障害者職業センターの専門カウンセラーによる作業指導・職業指導(16人)などの支援を行った。

□ 「在所者の長期滞留、高齢化、作業所の低い入所率という実態を踏まえると、作業所の効率化、有効利用の観点から制度そのものの抜本的な見直しが必要である。その具体的な検討に当たっては、ノーマライゼーションの思想のもとに、地域に暮らしながら自活する方策、在宅によるリハビリ等の方策についても検討すべきである。」との指摘に対して、作業所の抜本的見直しが必要との指摘を受け、機構内に「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、精力的に検討を行った。懇談会からは、在所者の社会復帰の促進や作業所の効率的利用に一層配慮しつつ、再編に取り組むことが適切であるとの提言を17年12月にいただいた。

その結果を踏まえ、北海道・広島両所の19年度中の廃止を決定した。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p>	<p style="text-align: right;">資料16-01</p> <p>8 納骨堂の運営業務 (1) 平成17年10月7日に産業殉職者合祀慰霊式を開催した。また、納骨に関する相談に応じるとともに、植栽等を行い環境美化に努めた。 (2) 産業殉職者合祀慰霊式において、参列遺族等680人に対して満足度調査を実施し、89.5%（昨年87.9%）の遺族等から慰霊の場に相応しいとの評価が得られ満足度は約2ポイント向上した。なお、満足度調査で不満足との評価は少なく、しかも昨年の3%から2%へと改善した。 また、昨年の満足度調査で意見の多かった開催時期については、9月を10月に、開始時間については、14時30分を13時30分に改善したことにより、時期に関する満足度は昨年の76%を約7ポイント、時間に関する満足度は昨年の76%を約4ポイント向上した。 (3) さらに、平成17年12月からは、納骨堂に対する満足度調査を慰霊式当日に限らず、毎日実施しており調査対象の拡大を図るとともに今後の改善に生かすこととしている。 霊堂についての全体評価は、慰霊式当日の満足度調査及び日々実施している調査の合計結果については、90.1%の遺族等から満足であるとの評価を得た。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>A</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>
<p>○ 納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 平成16年度満足度調査での産業殉職者合祀慰霊式の開催時期及び開催時間に対する意見・要望を踏まえ、開催時期については時期を遅らせ平成17年10月7日開催とし、時間については1時間早め開始時間を午後1時30分とした。 また、アンケート対象者について参列者のみならず全対象者とすべきという評価委員からの指摘事項を踏まえ、納骨堂に対する満足度調査を慰霊式当日に限らず毎日実施して調査対象者の拡大を図った。 その結果、霊堂についての全体評価として、慰霊式当日の満足度調査及び日々実施している調査の合計結果については、90.1%の遺族等から満足であるとの評価（不満足は1.8%と非常に低かった）を得、中期目標の80%以上を大幅に上回る結果となった。 以上のことから自己評定を「A」とした。</p> <p>(注) □は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応</p> <p>・ 産業殉職者合祀慰霊式の開催、遺族への納骨等に関する丁寧な相談、植栽等による環境美化を行い、90.1%の遺族等から慰霊の場に相応しいとの評価を得た。</p> <p>□ 「慰霊の場として、5人のうち1人が満足しないという目標設定はいかなものか。また、調査対象が参列者のみであれば、これだけ高い数値が出るのかもしれない、全対象者という母集団を正確に反映する必要がある。」との指摘に対して、平成17年12月からは、納骨堂に対する満足度調査を慰霊式当日に限らず毎日実施しており、調査対象の拡大を図った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画どおりと判断。 ・ 慰霊式の開催時期、開始時間につきアンケート結果を反映させた。 ・ 慰霊式以外に納骨堂にきた者に対してもアンケートを行った。 ・ 満足度の評価方法については課題が残る。

・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。

・ 16年度の満足度調査中の個別項目の調査に関して意見が多かった開催時期については、9月を10月に、開始時間については、14時30分を13時30分に改善したことにより、時期は去年の76%を約7ポイント、時間は去年の76%を約4ポイント向上した。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、人件費の縮減、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、17事業年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成17年度機構運営方針（労災病院編）」を策定し、それを踏まえて、以下の取組を行った結果、当期損失は△73億円まで圧縮し、平成16年度の損失額△128億円からは55億円、平成15年度からは2年間で118億円と相当の改善を達成した。資料17-01</p> <p>① 労災病院に対する経営指導・支援</p> <p>ア 本部に設置する経営改善推進会議において、医師・看護師確保対策等の支援制度を構築するとともに、昨年度に引き続き、より高点数の施設基準の取得、地域医療連携の強化、病床削減を含む効率的な医療提供体制を検討し、実施。薬品・診療材料・衛生材料の共同購入を導入。併せて職員給与引き下げを実施。</p> <p>イ 本部・病院間の協議（病院協議）において、運営状況及び、目標達成のための具体的取組、中長期な経営見通し等について、病院毎に協議を実施し、平成20年度までの経営目標を策定。</p> <p>ウ 経営改善病院に対して、昨年度に引き続き、毎月「経営改善進捗状況報告書」を提出させ、継続的なフォローアップを実施するとともに、亜急性期病床・障害者病棟の導入・病床の削減等を指示し改善を図った。また計画の見直しが必要とされる病院については、本部主導による「経営改善計画書」の再提出及び協議を実施。</p> <p>エ 上記「ウ」の経営改善病院の他、病院協議において決定した年度計画の達成が危惧される病院（計画達成危惧病院）については、実地調査及び協議を実施し改善に向けての行動計画を策定。</p> <p>② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組</p> <p>ア 診療収入の確保 病診連携の一層の推進、クリニカルパスの適応疾患の拡充及び救急医療への積極的な取組などにより、平均在院日数を1.1日短縮させた。 また、高額手術件数の増加、亜急性期病床の増床及び看護関係の加算の上位施設基準取得などの取組により、入院診療単価を1,614円増加させた。 以上により、診療収入等は48億円の増収となった。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に実行する。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。</p>	<p>イ 人件費の抑制 事務職・技能業務職等の業務委託化の推進により人件費を抑制するとともに、以下の取組により、人件費を△2,301百万円縮減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の職員俸給2.5%カット ・賞与0.14月分カット、管理職加算半減(17年6月実施) <p>ウ 医療諸費の縮減 薬品については、平成16年度に引き続き、ブロック単位で共同購入を実施して、購入単価の引き下げに努めたことにより、薬品費を△167百万円縮減した。 また、医療材料については、新たに10病院がSPD一括供給方式を導入して、現在19病院で稼働している。これに加えて、17年度においては、SPD導入病院間での品目の統一化を図り、スケールメリットを活かした共同購入も新たに実施したことにより、医療材料費を△185百万円縮減した。</p> <p>エ 効率的な機器整備 収益性のあるMRI・CTなどの高額医療機器については、各病院が整備計画書を本部に提出し、必要性及び費用対効果を検証した上で、優先整備を行っている。 収益性はないが、医療の質の向上に必要な電子カルテ・オーダーリングシステム等の高額なシステムについては、各病院が導入計画書を本部に提出し、病院の経営体力、システム及び価格の妥当性等を検証した上で整備を行っている。</p> <p>オ その他の取組 以上の取組に加え、全般的な経費の見直しも行い、特に下記の取組により経費の縮減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸水浄化システム、節水バルブの設置、買電業者との契約等による光熱水費の縮減(△183百万円) ・清掃業務における清掃面積の見直しなどの業務委託内容の見直し、競争入札の積極的実施等による業務委託費の縮減(△110百万円) ・保守回数の変更、競争入札の積極的実施等による保守料の縮減(△105百万円) ・印刷物の見直し、競争入札の実施等による印刷製本費の縮減(△19百万円) ・インターネットを利用した購入手段の活用、トナーカートリッジのリサイクル品への切替等による消耗器材費の縮減(△5百万円) <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への当年度償還は計画通り実行した。 また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より、具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきであるとの意見が出され、平成18年度計画では、一般債権の弁済計画に基づいた年度回収予定額を年度数値目標(回収目標)として新たに設定した。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績		
	2 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙1のとおり。 3 収支計画 別紙2のとおり。 4 資金計画 別紙3のとおり。	2 予算 別紙1のとおり 3 収支計画 別紙2のとおり 4 資金計画 別紙3のとおり			
評価の視点	自己評価	A		評 定	A
<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）については、中期計画に基づく予算が作成され、当該予算の範囲内で予算が執行されているか。 労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図り収支相償（損益均衡）を目指すため、損益改善目標を策定し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、損益が改善したか。 労働安全衛生融資については、計画どおりに財政投融資への償還が行われているか。 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）に係る予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 	<p>（理由及び特記事項）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 労災病院について、診療収入の確保、人件費の抑制、医療諸費の縮減、効率的な機器整備等の措置を講じることにより、前年度比55億円の損益改善を達成し、当期損失を△73億円まで圧縮した。 この結果、中期目標期間の損益改善目標額191億円（平成15年度の損益△191億円を平成20年度までにプラスとする）のうち、平成16年、17年度の2ヶ年で61.8%に該当する大幅な改善額となった。 このことから、自己評価を「A」とした。</p> </div> <p>（注1）□は厚労省独立行政法人評価委員会による平成16年度評価結果への対応 （注2）■は総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成16年度二次評価への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画に基づき、予算の範囲内で業務運営を実施した。 労災病院については、診療収入の確保、人件費の抑制、医療諸費の縮減等による損益改善方策を講じた結果、当期損失は△73億円まで圧縮し、平成16年度の損失△128億円からは55億円と相当の改善を達成した。したがって、平成15年度の損失△191億円と比較すれば、2年間で118億円もの大幅な改善を達成したこととなる。（中期目標に対する達成率61.8%） 労働安全衛生融資については、年度計画に基づき、財政投融資への償還を実行した。 ■ 「労働安全衛生融資については、多額の貸倒懸念債権等を抱えていることから、これらについて、具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきである。」との指摘に対して、具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきであるとの意見が出され、平成18年度計画に一般債権の弁済計画に基づいた年度回収予定額を年度数値目標（回収目標）として設定した。 予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費縮減に努めたことなどその発生理由は合理的なものである。 費用進行化基準にしたがって適正に執行している。 一般管理費及び事業費において、効率化を図り経費縮減に努めたことなどにより、764百万円が収益化されず残ったものである。 			<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分に成果が上がっている。 予算収支の改善は点数制度の改定もあり厳しい環境にあるが、着実に改善されている。 中期目標を是非達成願いたい。 前年度比55億円の改善が当期損益について見られた。 急性期医療の提供により大きく収入を増加させた。 損失が△73億円となっており、たしかに努力は認めるものの、依然として赤字体質である。 増収を目的として過剰な医療になることがないように、総合的見地から良質な医療サービスを提供できるよう考えて欲しい。 	

□ 「将来的には目的積立金が計上できるような方策について検討すべきである。」との指摘に対して、将来、目的積立金を計上できるようにするため、当機構の運営費交付金のうち収益化基準として、「成果進行基準」又は「期間進行基準」が適用可能な業務の整理や適用する場合の問題点等について引き続き検討を行っていくこととする。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の3/12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,139百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし。</p> <hr/> <p>第5 重要な財産の譲渡 ・平成17年4月26日に休養所「大沢野パレス」を譲渡した。 ・珪肺労災病院については、平成18年1月23日に土地・建物等、平成18年3月20日に器具備品の売買契約を締結した。 大牟田労災病院については、平成18年3月23日に土地・建物等・器具備品の売買契約を締結した。</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p>
評価の視点	自己評価	B	評 定 B
	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 珪肺労災病院及び大牟田労災病院について、適正に建物等資産の譲渡手続きを実施したことから、自己評価を「B」とした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・労災病院を適正に譲渡した。 ・目標を的確に達成している。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数 ① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人 (うち1人は非常勤) ② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (期首：800人 期末：720人)</p> <p>2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金(注1)により次の病院の施設整備を行う。 ① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院 ② 予定額(注2) 総額 56,098百万円 (注1) 当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。 (注2) 「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△14人を削減し、786人以内とする。</p> <p>2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。 ① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院 ② 予定額 総額 12,571百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 資料19-01 (1) 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成17年度期首職員数(786人)の範囲内で配置した。 (参考) 平成16年度期首 800人 平成17年度期首 786人</p> <p>(2) 職員の活性化や能力開発に向けた新たな人事施策の展開 ① 職員の能力開発・活性化 i 「労災病院間派遣交流制度」の策定 ii 「労災病院間転任推進制度」の策定 iii 「外部機関等研修制度」の策定 ② 管理職の自己管理啓発促進 「個人別役割確認制度」の導入決定 ③ 優秀な人材の確保 i 医師の確保 「初期臨床研修」、「後期臨床研修」の他、「労災病院群後期臨床研修制度」の策定 ii 看護師の確保・充実 ・「看護体制の確保・充実に関する指針」の策定 ・看護職員募集ガイドブックの作成 ・担当理事による4年制看護大学の訪問</p> <p>2 施設・設備に関する計画 資料19-02 資料19-03 (1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。 ① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院 ② 施設整備実施額 総額 12,567百万円</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>① 予定額(注3) 総額 2,467百万円 (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>予定額 493百万円</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により労災看護専門学校の校舎・学生寮の補修工事、リハビリテーション作業所の浴室・トイレ等の改修工事等の施設整備を行った。</p> <p>施設整備実施額 388百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等の対策 吹付けアスベスト等に関する目視調査及び成分分析等調査を実施した。 なお、調査の結果、アスベストの含有が確認された施設は応急措置を施し、一部については対策工事を実施した。</p> <p>施設整備実施額 107百万円</p> <p>(4) 病院等保全業務の計画的な推進 ① 16年度の「保全の手引き」の作成に続いて、17年度においては「施設別保全台帳」を整備するとともに、各施設の投資費用を効率的に行うための「保全情報システム」を開発した。 ② 施設における光熱水費の縮減を図るための総合的な省エネルギー対策事業の試行としてESCO事業を旭労災病院に導入した。</p>

評価の視点	自己評価	A	評 定	A
-------	------	---	-----	---

<p>・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」が策定され、これに基づき削減されているか。</p> <p>・ 施設整備に関する計画が順調に推移しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 人事に関しては、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の配置について中期計画どおり実施し14名の職員を削減した。 職員の活性化に向けた新たな人事施策の展開として、施設間の人事交流を通じて職員の活性化や能力開発を図るとともに、労災病院グループの中で人材の有効活用を図るため、「労災病院間派遣交流制度」、「労災病院間転任推進制度」及び「外部機関等研修制度」を策定した。 また、施設及び部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」の導入を決定した。 さらに、優秀な医師・看護師を確保するため、「労災病院群後期臨床研修制度」及び「看護体制の確保・充実に関する指針」を策定するとともに、看護職員募集ガイドブックを作成し、担当理事による4年制看護大学の訪問を行った。 施設・設備に関しては、労災病院等の施設整備について中期計画どおり実施した他、「吹付けアスベスト」が社会問題化したことを受けて、病院、職員宿舎等において目視調査、成分分析及び除去工事等を実施した。 病院等保全業務の計画的な推進を行うため、各施設の基本情報を取り込んだ「施設別保全台帳」を整備するとともに、各施設の投資費用を効率的に行うための「保全情報システム」を開発した。 加えて施設における光熱水費の縮減を図るための総合的な省エネルギー対策事業の試行としてESCO事業を旭労災病院に導入した。 以上のことから、自己評価を「A」とした。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 人材の確保、および、確保した人材の有効活用に目標以上に努力している。 ・ 人員削減と能力向上の両立を図るべく、更に努力願いたい。結果をみてから判断すべき項目である。</p>
	<p>・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成17年度期首職員数786人の範囲内で配置した。</p> <p>・ 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院に係る施設整備計画並びに労災病院以外の労災看護専門学校、リハビリテーション作業所に係る施設整備計画について、年度計画に沿った業務実績を上げた。 また、年度途中において「吹付けアスベスト」が社会問題化したことを受けて、労災</p>	

病院を利用する患者やそこで働く職員の健康と安全を図るために吹付けアスベスト等に係る対策を計画し、病院、職員宿舎等において目視調査、成分分析及び除去工事等を実施した。

さらに、病院等保全業務の計画的な推進を行うため、各施設の基本情報を取り込んだ「施設別保全台帳」を整備するとともに、各施設の投資費用を効率的に行うための「保全情報システム」を開発した。

加えて施設における光熱水費の縮減を図るための総合的な省エネルギー対策事業の試行としてESCO事業を旭労災病院に導入した。